プレミアム付商品券

本年１０月に予定されている消費税および地方消費税の１０％への引き上げに伴い、住民税非課税者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、香美市プレミアム付商品券を販売します。

【問い合わせ先】
商工観光課　☎５３－１０８４

購入対象者

①住民税非課税者
平成３１年１月１日時点で香美市に住所があり、平成３１年度住民税非課税の方
※住民税課税者と生計が同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
②子育て世帯の世帯主
平成２８年４月２日から令和元年９月３０日までに生まれた子がいる世帯の世帯主

購入手続

商品券を購入するための購入引換券が必要です。

①住民税非課税者
対象者と見込まれる方には、購入引換券交付申請書を８月初旬にお送りしています。
購入を希望される方は申請をお願いします。
申請内容を審査し、対象の方には９月中旬以降に購入引換券を順次発送します。

②子育て世帯の世帯主
９月中旬以降に購入引換券を順次発送します。**※事前の申請は不要**

購入限度額

①住民税非課税者
１人あたり２５,０００円分の商品券を２０,０００円で購入できます。
②子育て世帯の世帯主
対象となる子どもひとりにつき、２５,０００円分の商品券を２０,０００円で購入できます。
※商品券は５回に分けて購入することができます。
１回あたり５,０００円分の商品券を４,０００円で購入できます。

販売期間

１０月１日から令和２年２月２９日まで

購入引換券、購入代金及び身分証明書等をご用意の上、指定の販売店でご購入ください。

使用期間

１０月１日から令和２年３月３１日まで

特殊詐欺などにご注意ください

プレミアム付商品券販売のために、市や内閣府などが手数料の振り込みを求めたり、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

商品券の販売店及び使用できる店舗については、決定次第、市ホームページなどでお知らせします。

１０月１日スタート！ 幼児教育・保育の無償化

【問い合わせ先】
教育振興課
幼保支援班
☎５３－１０８８

１０月１日から３歳～５歳までの幼児教育・保育の無償化が始まります（０歳～２歳児までの市民税非課税世帯も対象）。無償化の内容は、利用される施設や事業、年齢、保育の必要性の有無などにより異なります。
これまで保育園・認定こども園などの保育料に含まれていた副食費（おかず・おやつ等）については、これまでどおり保護者の負担になります。

施設・事業		市内の施設（※１）	認定区分	無償化の対象内容（※４）（対象外の費用あり（※５））		申請書類の有無
保育所等	公立保育園	なかよし保育園 あけぼの保育園 片地保育園 新改保育園 美良布保育園 大栃保育園	２号・３号	保育料	３～５歳児　全世帯 ０～２歳児　市民税非課税世帯が該当	無
	私立保育園	ひまわり保育園				
	小規模保育施設	三育ほっとハウス				
	事業所内保育施設	該当施設なし				
幼稚園・認定こども園	幼稚園（新制度未移行）	土佐山田幼稚園 第二土佐山田幼稚園	【新１号】預かり保育を利用しない	利用料	満３～５歳児　全世帯 （上限 ２５，７００円／月）	有
			【新２号】【新３号】預かり保育を利用する	利用料＋預かり保育利用料（※２）	満３～５歳児　全世帯 （上限 ２５，７００円／月） 〈保育が必要な世帯に限る〉 【新２号】３～５歳児　全世帯 （上限 １１，３００円／月） 【新３号】満３歳児 市民税非課税世帯が該当 （上限 １６，３００円／月）	
	幼稚園（新制度移行済） 認定こども園	該当施設なし	１号 預かり保育を利用しない	利用料	満３～５歳児　全世帯	無
			１号 【新２号】【新３号】預かり保育を利用する	利用料＋預かり保育利用料（※２）	満３～５歳児　全世帯 （上限 ２５，７００円／月） 〈保育が必要な世帯に限る〉 【新２号】３～５歳児　全世帯 （上限 １１，３００円／月） 【新３号】満３歳児 市民税非課税世帯が該当 （上限 １６，３００円／月）	有
			２号・３号	保育料	３～５歳児　全世帯 ０～２歳児　市民税非課税世帯が該当	無
その他	許可外保育施設	該当施設なし	２号・３号または【新２号】【新３号】	利用料（※３）	〈保育が必要な世帯に限る〉 ３～５歳児　全世帯 （上限 ３７，０００円／月） ０～２歳児　市民税非課税世帯が該当 （上限 ４２，０００円／月）	有
	一時預かり事業	子育てセンターなかよし 子育てセンターぴらふ				
	病児保育事業	該当施設なし				
	子育て援助活動支援事業	香美市ファミリー・サポート・センター				

（※１）施設については、無償化対象施設の確認中です。市外にある施設を利用されている方も対象です。
（※２）預かり保育利用料の上限額は、月の利用量によって変動します。**（無償化上限額：４５０円×利用日数）**
（※３）その他の施設を複数利用する場合は、利用料の合計が上限額に達するまで無償となります。
（※４）年齢は４月１日時点の年齢です。幼稚園・認定こども園は、年度途中に３歳になった児童も含みます。
（※５）副食費・時間外保育料・通園送迎費・行事費などは対象外です。

無償化の対象となるためには、上記いずれかの認定が必要です。認定をお持ちでない方は、申請書を提出していただき、認定を受けていただく必要があります。**※幼稚園・認定こども園の預かり保育やその他の施設を利用される場合は、保育が必要な理由を証明する書類も必要です。**